



EY安永

Shape the future
with confidence
聚信心 塑未来

新たな機会と共に、 持続可能な成長へ導く

2026～27年度香港予算案



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

主なポイント



研究開発費に対する損金算入の

見直しと強化



香港で金取引・決済を行う対象機関への
優遇税制措置を

検討



2025～26年度より、アセット&ウェルス
マネジメント・センターに対する現在の
税制措置を

強化



2億香港ドル

をBUD基金へ追加拠出し、「Easy BUD」の
申請上限額を1件あたり15万香港ドルに
引き上げ



上場を目指すREITへの非居住用不動
産の譲渡に係る印紙税を

免除

(改正法案2027年提出予定)



海運セクターに関する現行の税制措置を

強化



コーポレート・トレジャリー・センター(CTC)と
その関連会社向けの税制優遇と柔軟性を

拡充

また、事前承認メカニズムを導入



適格商品取引業者に対して税率を

半減する

優遇措置を導入



2026年2月25日以後に行った
グループ内資産譲渡における適格関係
会社の対象範囲を

拡大



知的財産権またはその使用权の購入に
かかる資本性支出に対して損金算入を
認める税制について

協議



今後2年以内に内国歳入法を、暗号資産報
告フレームワークと改正共通報告基準の
導入に向けて

修正



2028年3月末まで、電動商用車、電動
バイク、電動三輪車に対する初回登録税を

免除



来年度の商業用土地売却を

停止



2026年2月26日より、1億香港ドル以上の住宅不動産取引に対する印紙税率が現行4.25%から

6.5% へ引き上げ



2026~27年度の60歳以上の扶養父母・祖父母控除を

55,000香港ドル

に引き上げ
(2025~26年度:50,000香港ドル)



2026~27年度の最初の2四半期において、香港域内外の不動産税(レーツ)について、

500香港ドル

を上限として免除



2026~27年度の55~59歳の扶養父母・祖父母控除を

27,500香港ドル

に引き上げ
(2025~26年度:25,000香港ドル)



2025~26年度においては、事業所得税、給与所得税およびパーソナル・アセスメントについて、税額の100%または

3,000香港ドル

のいずれか少ない金額を税額控除



2026~27年度について、対象居住型介護施設に入居している両親または祖父母の高齢者住宅介護費の控除上限を

110,000香港ドル

に引き上げ
(2025~26年度:100,000香港ドル)



各種社会保障給付金を

1カ月分

追加支給



2026~27年度の基礎控除とひとり親控除を

145,000香港ドル

に引き上げ
(2025~26年度:132,000香港ドル)



今後5年間、毎年発行する債権を現行の1,600億香港ドルから

2,200億香港ドル

に増額



2026~27年度の既婚者控除を

290,000香港ドル

に引き上げ
(2025~26年度:264,000香港ドル)



2026~27年度の扶養子控除および追加追加扶養子控除を

140,000香港ドル

に引き上げ
(2025~26年度:130,000香港ドル)

総評

堅調な株式市場、予想を上回る事業所得税収、政府支出の削減を背景に、財務長官は2026年2月25日、2025～26年度の総合収支が29億香港ドルの黒字となる見込みであると発表しました。

このことは、北部都市圏を含むインフラ投資により、資本収支は依然として1,517億香港ドルの大幅な赤字が見込まれるにもかかわらずです。将来に向けた投資であることから、こうした投資の資金の大部分は債券発行で賄われる見込みであり、2025～26年度の債券発行による純収入（償還後）は1,033億香港ドルとなりました。

また、インフラ投資について、財務長官は、昨年度の為替基金の投資収益が過去最高の3,300億香港ドルとなったことを受け、今後2会計年度にわたり為替基金から資本整備準備基金へ各年750億香港ドル（合計1,500億香港ドル）を繰り入れ、北部都市圏およびその他のインフラプロジェクトを支援することを提案しました。

歳入増加策として、取引額が1億香港ドルを超える住宅用不動産取引に係る印紙税率を、2026年2月26日付で現行の4.25%から6.5%へ引き上げると発表しました。さらに、グローバル・ミニマム税（以下、「GMT」）および香港ミニマムトップアップ税の導入により、2027～28年度から年間約150億香港ドルの追加歳入が見込まれます。

財政状況の改善を踏まえ、財務長官は企業と個人の所得税の一時的減免（上限3,000香港ドル）および不動産税の減免（上限1,000香港ドル）といった、昨年倍の規模となる税制優遇措置を提示しました。さらに、個人および既婚者の基礎控除、扶養子控除、扶養父母・祖父母控除を適度に拡充することを提案しました。また、高齢者在宅介護費用控除も小幅に増額される見込みです。

さらに、高齢者および社会的弱者層への支援も強化され、老齢手当を含む各種社会保障給付金については、昨年の半月分に代えて、1カ月分が追加支給されます。

「質の高い包括的成長、イノベーションと金融の推進」をテーマに、財務長官は、香港を国際貿易・海運・アセット&ウェルスマネジメント（以下、「AWM」）のハブおよびアジアの知的財産（以下、「IP」）取引センターとしてさらに発展させるため、現行の税制優遇を強化する方針を示しました。

また、税制が経済競争力および近年の国際的な税制環境の変化にとって重要な要素であることを踏まえ、商業・工業・専門職各界の意見を幅広く取り入れるため、「税制政策諮問委員会」を設置・主宰し、香港の税制政策が経済発展を強化することを確保します。

財務長官は予算案演説の大半を、香港がAIの新たな成長機会をいかに捉えるかについて説明することに費やしました。具体的には、(a) 研究開発（大規模言語モデル、新素材、バイオ医療など）を支援する30億香港ドル規模のAI補助金制度の創設、(b) 5,000万香港ドルの基金による学生・若年層・一般向けAI人材育成プログラムの実施、(c) 従業員再訓練委員会をUpskill Hong Kongに再編・機能強化し、AI活用を含む技能ベースの研修コースを提供、(d) 初・中等教育のデジタル教育推進に向けた20億香港ドルの投入（学校ベースのAI教育や活動参加補助）を挙げました。

さらに、香港政府が製造業者のスマート・マニファクチャリングへの移行を積極的に後押ししてきたことに言及しました。具体的には、IoT、リアルタイムデータの活用、データ分析の応用、先進的なヒューマン・マシン・インターフェースおよびロボティクスといった技術を活用するとともに、半導体チップ技術および関連設備の開発に取り組む企業を支援していると述べました。

また、企業誘致・投資促進に向け、土地供与に関する措置、補助金、半減税率または5%の優遇税率による税制措置などの政策手段について、個別案件の内容に応じて単独で、あるいは組み合わせで付与する方針を示しました。

経済の多角化と発展にとどまらず、グリーン開発およびグリーン・ファイナンスを加速させる重要性も強調しました。具体的には、グリーン技術の開発支援に向けたグリーンテック基金への追加拠出や、グリーンボンドの発行といった施策を挙げました。

優遇措置が一部で期待されていたほど手厚い内容ではないかもしれませんが、香港を取り巻く地政学的緊張や不透明な外部環境を踏まえれば、一定程度理解できる面があります。

全体として、本年度の予算案は、香港が既存の強みを一層強化するとともに、新たに生じつつある機会を取り込み、持続可能な成長を目指すための青写真を示したように見受けられます。これらにより、長期的により幅広い層が恩恵を受けられるものと期待されます。



主要な税制関連施策

財務長官が予算案で説明した主な税制関連施策は以下の通りです。

海運サービス業向けの優遇税制措置の強化

香港を国際海運センターとしてさらに発展させるため、政府は海運サービス業界に対する現行の優遇税制を一層拡充するとともに、適格商品取引業者を対象とした新たな税制優遇措置を導入します。業界とのコンサルテーションは2025年に完了し、これらの施策に関する法案は本年上半期に官報に掲載される見込みです。

海運サービス業向けの優遇税制の強化案には、以下が含まれます。

- (a) 船舶リースの定義を緩和し、短期リースも対象とする
- (b) 経済協力開発機構の税制改革パッケージ（通称、「BEPS 2.0」）の下でGMTの適用対象となる企業について、BEPS 2.0対応に伴うコンプライアンスコストの軽減を目的として、15%の優遇税率を選択可能とする追加オプションを導入する
- (c) オペレーティング・リースに基づき保有する船舶の取得費用に対する損金算入を認める（現行の名目上の課税標準引き下げに代わる措置として、GMT適用対象企業の最低実効税率（以下、「ETR」）が不当に引き下げられることを防ぐため）
- (d) 船舶取得資金の調達に伴い発生する支払利息について、損金算入ルールを緩和する

新たな税制優遇措置案では、適格現物商品取引業者が、取引活動から得られた課税対象利益に対して、8.25%の税率を適用します。BEPS 2.0の適用対象となる企業については、8.25%の優遇税率に代えて15%の税率の適用を選択できるオプションも設けられます。概算では、この優遇措置案により約46億香港ドルの経済効果が見込まれ、海運サービス需要の喚起および産業の発展に寄与します。

上記の提案は歓迎すべきものと考えられる一方で、政府としては、BEPS 2.0の適用対象企業のETRの算定において、支出基準の優遇税制措置が相対的に有利に取り扱われる点も踏まえ、これらの利益基準の優遇税制措置を支出基準の措置へ転換することが実務上可能かどうかについても検討を加速すべきです。こうした見直しは、GMTに係るトップアップ税の負担軽減につながります。

実際、支出基準の優遇税制措置は、適格還付税額控除または実体基準の優遇税制措置として提供することが考えられます。これにより、GMTに基づくETR算定においてより有利な取扱いを受けられる可能性があります。従って、設置予定の税制政策諮問委員会は、この問題をより包括的な視点から検討することが期待されます。

コーポレート・トレジャリー・センター向けの優遇税制措置の強化

政府は、香港のコーポレート・トレジャリー・センター（以下、「CTC」）向けに対する優遇税制を強化する提案を策定します。

現行制度の下、適格CTCは、グループ内資金調達（融資）業務、コーポレート・トレジャリー・サービスまたはコーポレート・トレジャリー取引に係る適格利益に対して、事業所得税率8.25%の優遇措置が適用されます。CTC制度は2016年の導入以来、多国籍企業に対して明確で魅力的な税制インセンティブを提供することで、香港の地域トレジャリー・ハブとしての競争力を高めてきました。

しかし、近年、トレジャリー機能の立地をめぐるグローバル競争は一段と激化しています。特にシンガポールなどの競争国・地域では、実体要件の柔軟化や適格活動の対象範囲の拡大を伴う、より柔軟な制度が採用され、多国籍企業グループに運営上の裁量を与えています。こうした状況を踏まえると、香港のCTC制度の強化は、主要なコーポレート・トレジャリー・ハブとしての地位を維持・強化する上で、時宜を得た必要不可欠な措置です。

財務長官は、納税者に一層の確実性を提供するため、優遇税制において事前承認メカニズムを導入する方針を示しました。

現行制度の主要な制約の一つとして、適格CTCは「香港において中央管理・統制されている」ことが求められます。この要件は、CTCの運営が香港と十分な経済的関連性（ネクサス）を有することを確保する目的で設けられたものですが、実務上は次第に制約的な要件となりつつあります。

そこで、商業上の実態をよりの確に反映するため、本要件を「通常、香港にて管理・統制されている」へ緩和することを提案します。この規定は、香港の他の税制優遇措置とも整合し、CTCの日常的な事業運営が通常は香港で管理されている一方で、戦略面におけるトップレベルの意思決定が香港外の本社にて行われるケースにも対応できます。現行の「香港において中央管理・統制されている」という要件によって、このような運営モデルが税制優遇の対象外とされてしまうことは、正当化し難いと考えられます。

さらに、政府は、CTCの流動性管理を強化する観点から、グループ企業から借り入れた資金の運用から得られる投資収益（第三者発行の社債等に係る利息収入）についても、当該資金を他のグループ企業へ再貸付した場合と同様に、優遇税制の適用対象となるよう法令改正の検討を加速すべきです。

さらに、政府は、通常税率が適用される香港のグループ会社がCTCに支払う手数料または費用について、CTC側で受領する当該収入が通常税率の半分で課税される場合であっても制限を設けないことを検討する余地があります。

適格法人に対する印紙税グループ免除の適用範囲拡大

最終法院は昨年判決において、印紙税法のセクション45に基づく印紙税グループ免除措置は、発行済株式資本を有する関連会社間の香港株または財産のグループ内移転に限定され、有限責任パートナーシップ（以下、「LLP」）には適用されないと判断しました。ただし、LLPも法人格を有する場合があります。

裁判所の判断および各種専門職団体からの意見提出を受け、財務長官は、印紙税グループ免除の適用対象となる適格法人の範囲の拡大を提案したとみられます。これにより、LLPに加え、株式資本を有しない一定の有限責任法人も対象に含まれる可能性があります。改正法案が可決された場合、2026年2月25日以降に署名された課税文書にもさかのぼって適用されます。

研究開発経費に係る損金算入措置の見直し

財務長官は、香港とグレーターベイエリア（以下、「GBA」）との緊密な経済統合により、クロスボーダーの科学研究協力、技術移転、新興・将来産業の発展に向けた機会が生まれていると指摘しました。これを踏まえ、政府は研究開発（以下、「R&D」）支出に係る損金算入措置を見直して強化する方針です。

政府には、(i) 超過的な損金算入の対象をGBA域内に所在するサービスプロバイダーが実施するR&D活動も含め、(ii) GBAを除く香港外に所在する納税者の関連事業体が実施するR&D活動については通常の損金算入を認める、というEYの提案を採用することが望まれます。

香港を知的財産取引のハブとして発展させる

財務長官は、知的財産集約型産業の発展を加速するため、特定のIP関連支出に係る損金算入について、現行の制限を緩和する方向でパブリック・コンサルテーションを行っている述べました。

この提案では、関連会社から特定のIPを取得する際に支出した費用について、損金算入が認められます。さらに、IPの使用権に関するライセンス契約に基づいて支払う手数料について資本性を有する場合であっても、各年度の会計上の償却額に基づき損金算入が認められます。

関連会社からの知的財産権の購入

しかし、租税回避防止規定として「主要目的」テストが導入され、海外の関連会社からIPを取得することの主たる目的、または主たる目的の一つが、香港の優遇税制措置を得ることである場合、内国歳入局長官は当該支出に係る損金算入を否認できるという権限を有します。例えば、海外関連者側では当該IPの処分益が同国・地域の税務上の欠損金により相殺される一方、香港側では取得費用の控除により税負担が軽減される結果、香港域外の税務上の欠損金を実質的に香港へ移転したと見られる場合が想定されます。

香港内におけるグループ内IP譲渡については、国内取引非課税扱いの適用対象外となるため、香港の移転価格税制（以下、「TP」）の対象となります。さらに、IP譲渡人が受領する売却代金の総額から、当該IPに係る未損金算入分を控除した金額は、IP譲渡人のトレーディング利益として取り扱われ、事業所得税の課税対象となります。すなわち、グループ内の取得者はIPの取得原価について損金算入が認められる一方で、譲渡人は、当該IPが資本資産に該当する場合であっても、受領額について課税されることとなります。

前払いライセンス料の支払い

税制上の対称性の観点から、本提案により対応するライセンス料等が損金算入できる場合には、内国歳入法（IRO）上、本来は資本性を有する等の理由で通常は事業所得税の課税対象とならない金額であっても、香港のライセンスーに受領・帰属する当該金額を課税対象と見なす規定（みなし規定）が導入される見通しです。

EYは、香港を知的財産取引のハブとして発展させるため、IP関連支出に係る損金算入ルールを緩和するという政府の取り組みを歓迎します。ただし、IP移転がすでにTPルールの適用対象となる点も踏まえると、租税回避防止規定案が過度に制約的ではないか、また香港が一般にキャピタルゲイン非課税であるという原則からの逸脱を正当化できるのか、という点については慎重な検討が求められます。

AWMハブ向け税制の拡充

ファンドおよびシングルファミリーオフィス

財務長官は、香港におけるシングルファミリーオフィスの数が3,300を超えると述べました。政府は今後、ファミリーオフィスや投資ファンドの香港進出を促すため、AWMセクター向けの優遇税制措置を強化する方針です。具体的には、税制上の「ファンド」の範囲を拡大し、年金基金やエンダウメント基金などの特定のファンド・オブ・ワン（単一投資家ファンド）を対象に含めるほか、デジタル資産、貴金属、特定コモディティなどを、優遇税制の対象となる適格投資として位置付けることが含まれます。これらの措置を盛り込んだ改正法案は本年上半期に提出され、2025/26課税年度以降に適用される予定です。

優遇税制の対象となる適格投資の拡大は歓迎すべき動きですが、ファミリーオフィスによる美術品や骨董品への投資が拡大している趨勢も踏まえ、これらの資産についても対象に含めることを検討してもよいでしょう。

不動産投資信託（REIT）

上場を目指すREITへの非居住用不動産の譲渡に係る印紙税免除を規定する改正法案が、来年度上半期に提出される予定です。



予算案作成上の主要な仮定、予測および基準

2026～27年度から2030～31年度の
中期予測における仮定

- 予測期間の実質GDP成長率は、2026年を2.5～3.5%、2027～30年のトレンドを3%と見積
- 投資利益率は、2026年を4.8%、その後2027～30年にかけては年間4.4～6.9%と見積
- 2027～28年度以降の土地売却収入をGDPの2%と見積
- 2030年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、前回は5,791億香港ドルと見積もられていたが、今回は7,153億香港ドルへと修正された（その年度のGDPの17.7%に相当）。また、2031年3月31日時点の財政準備金の予測残高は、7,337億香港ドルと見積もられている（その年度のGDPの17.3%に相当）。

予算案作成基準

- **予算収支**
長期的に総合収支の均衡を維持
- **歳出方針**
長期的な経済成長率に対応した公共支出
- **利益準備金**
収益からの実質利回りを長期的に維持
- **財政準備金**
長期的に適切な準備金を維持

中期予測と財政準備金（単位：10億香港ドル）

年度	2025～26 (改訂後)	2026～27	2027～28	2028～29	2029～30	2030～31
一般会計歳入	653.3	652.1	666.0	688.8	724.6	767.3
一般会計歳出	(602.0)	(640.2)	(639.6)	(647.6)	(672.4)	(698.4)
一般会計収支	51.3	11.9	26.4	41.2	52.2	68.9
資本金計歳入	35.5	113.1	128.4	77.0	95.1	107.9
資本金計歳出	(187.2)	(203.2)	(227.0)	(224.3)	(218.3)	(215.2)
政庁債返済前の資本剰余金	(151.7)	(90.1)	(98.6)	(147.3)	(123.2)	(107.3)
付加：政庁債発行による 正味収入	155.0	160.0	210.0	220.0	190.0	190.0
控除：政庁債の償還	(51.7)	(59.7)	(129.9)	(103.3)	(101.6)	(133.1)
総合収支	2.9	22.1	7.9	10.6	17.4	18.4
3月31日時点の財政準備金	657.2	679.3	687.3	697.9	715.3	733.7

出典：“Appendices”, The Budget 2026-27, Hong Kong SAR Government, 2026, www.budget.gov.hk/2026/eng/pdf/e_appendices_a.pdf (2026年2月27日アクセス)を基にEY作成

香港の税制

給与所得税

給与所得税は、一定の現物給与を含む香港を源泉とする給与所得に対して課税されます。住宅手当については、税制上の優遇措置があり、一般的に住宅手当以外の給与の10%のみがみなし家賃として給与所得に加算されます。

その他の免除規定には以下のものが含まれます。

- 香港および香港外の雇用契約の双方について60日基準による免除規定
- 香港外の雇用契約の場合、滞在日数基準での課税

税率と所得控除

給与所得税の税額は以下で計算した金額のいずれか低い方となります。

- 所得控除後、人的所得控除前の課税対象所得に標準税率15% (500万香港ドルまで) / 16% (500万香港ドルを超える部分) を乗じた金額
- 所得控除および人的所得控除後の課税対象所得に以下の累進税率を乗じた金額

累進税率	2026~27
HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%

累進税率	2025~26
HK\$50,000まで	2%
HK\$50,001からHK\$100,000まで	6%
HK\$100,001からHK\$150,000まで	10%
HK\$150,001からHK\$200,000まで	14%
HK\$200,001以上	17%

人的所得控除	2026~27 HK\$	2025~26 HK\$
基礎控除(独身)	145,000	132,000
基礎控除(既婚)*	290,000	264,000
扶養子控除(1人につき) 第1子から第9子まで		
■ 誕生年度	280,000	260,000
■ 翌年度以降	140,000	130,000
扶養父母・祖父母控除(1人につき)		
60歳以上		
■ 同居の場合	110,000	100,000
■ 別居の場合	55,000	50,000
55歳から59歳まで		
■ 同居の場合	55,000	50,000
■ 別居の場合	27,500	25,000
扶養兄弟姉妹控除(1人につき)	37,500	37,500
寡婦(夫)控除	145,000	132,000
障がい者控除	75,000	75,000
扶養障がい者控除	75,000	75,000

* 既婚者でその配偶者に課税所得が発生していないか、配偶者とともに合算申告を選択した場合に認められます。

自己学習費用およびその他の控除(限度額)	2026~27 HK\$	2025~26 HK\$
自己学習費用	100,000	100,000
高齢者在宅介護費用控除	110,000	100,000
住宅ローン控除 ¹ - 基本分	100,000	100,000
- 追加分	20,000	20,000
住宅賃借料 - 基本分	100,000	100,000
- 追加分	20,000	20,000
退職金給付に対する強制積立	18,000	18,000
年金保険料およびMPFへの自発的な拠出金	60,000	60,000
任意健康保険制度での保険料(1人に付き) ²	8,000	8,000
慈善寄付金	課税所得の 35%まで	課税所得の 35%まで
生殖補助医療にかかる費用	100,000	100,000

1. 控除期間: 20年

2. 納税者または配偶者の祖父母、両親、兄弟姉妹を対象とする特定の親族に適用

出典: "Supplement", The Budget 2026-27 Hong Kong SAR Government, 2026, www.budget.gov.hk/2026/eng/pdf/e_supplement02.pdf (2026年2月27日アクセス) を基にEY作成

事業所得税

- 課税対象：課税所得は、会計上の利益に税法で定められた加減算調整を行って算出されます。
- 税率：法人 - 16.5%* その他 - 15%*

* 2018~19年度から適用されている二段階の事業所得税率制度により、法人および非法人事業の利益の200万香港ドルまでの税率は半分となり、残りの利益は上記の通常税率で課税されます。

しかし、「関連当事者(Connected Entities)」に関しては、同一査定期間において、1社のみが二段階の事業所得税率制度を適用できます。
- 欠損金の繰越：税務上の欠損金は、租税回避が疑われる場合を除き永久に繰越可能です。
- キャピタルゲイン：非課税です(国外源泉所得非課税制度の対象となる)。
- 受取配当金：非課税です(国外源泉所得非課税制度の対象となる)。源泉徴収もされません。
- 慈善寄付金：課税所得の35%までは損金算入可能です。
- 非居住者に対するロイヤリティ支払

関係	支払先	実効源泉徴収税率*	
		法人	法人以外
非関連者		4.95%	4.5%
一定の要件を満たす関連者		16.5%	15%

* 二段階の事業所得税率制度および二重課税防止協定の適用により税率が軽減される場合があります。

グローバル・香港国内ミニマム課税制度*

- 課税メカニズム：所得合算ルールにおけるグローバル・国内ミニマム課税および香港ミニマムトップアップ税が、2025年1月1日以降に開始する事業年度より、軽課税所得ルールは政府によって後日公表される日付より適用されます。
- 対象グループは、当年度の直前4事業年度のうち、少なくとも2事業年度において、年間連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業とされます。
- トップアップ税率：香港の実効税率と最低税率15%の差額

印紙税

- 株式の譲渡：0.2%
- 不動産の譲渡

従価印紙税 第2基準税率		
現行 (HK\$)	基準税率 ¹ (HK\$)	税率 ²
400万以下	400万以下	HK\$100
400万 - 450万	400万 - 450万	1.50%
450万 - 600万	450万 - 600万	2.25%
600万 - 900万	600万 - 900万	3.00%
900万 - 2,000万	900万 - 2,000万	3.75%
2,000万以上	2,000万以上	4.25%
該当なし	1億以上	6.5%

1. 2026年2月26日以降に締結された不動産契約に適用されます。
2. マージナル・リリーフ(軽減措置)の対象となります。

- 90%以上の持株関係を有するグループ会社間での株式・不動産の譲渡：免除

資産所得税

香港内の不動産を所有し賃貸する個人は、賃貸料収入の80%に対して15%の標準税率で課税されます。一方、法人の不動産賃貸収入は資産所得税の対象とならず、事業所得税として課税されます。

相続税

香港では2006年2月11日以降に亡くなった被相続人の財産に相続税はかかりません。

その他の税金と費用

空港利用税

200香港ドル(12歳未満は免除)

賭博税

- 競馬：総利益に対し複数の税率
- マークシックス：売上の25%
- サッカーくじ：総利益の50%

事業登録税

- 1年分の登録と賦課金：2,350香港ドル
- 3年分の登録と賦課金：5,650香港ドル

資本登録税

2012年6月1日付で全廃されました。

ホテル宿泊税：3%

物品税

酒、たばこおよび炭素(燃料)に複数の税率

自動車登録税

私有車およびその他の車両の課税評価額に132%までの限界税率を適用



Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
<p>Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com</p>			<p>Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com</p>	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
<p>Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com</p>	<p>Jacqueline Chow +852 2849 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com</p>	<p>Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com</p>	<p>Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com</p>	<p>Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com</p>
<p>Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com</p>	<p>Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com</p>	<p>Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com</p>	<p>Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com</p>	<p>Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com</p>
<p>May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com</p>	<p>Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com</p>	<p>Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com</p>	Customer Tax Operations and Reporting Services	
<p>Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com</p>	<p>Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com</p>	<p>Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com</p>	<p>Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com</p>	<p>Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com</p>
<p>Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com</p>	<p>Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com</p>		US Tax Services	
China Tax Services			International Tax Services	
<p>Ivan Lam +852 2515 4184 ivan.wm.lam@hk.ey.com</p>	<p>Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com</p>	<p>Gloria Chan +852 2849 9244 gloria.lk.chan@hk.ey.com</p>	<p>Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com</p>	<p>Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com</p>
US Tax Services			<p>Karen Lui +852 2232 6455 karen.sy.lui@hk.ey.com</p>	<p>Steve Strathdee +852 2629 3378 steve.strathdee@hk.ey.com</p>
<p>Cliff Tegel +852 2629 3434 cliff.tegel1@hk.ey.com</p>			<p>Bas Sijmons +852 2846 9704 bas.sijmons1@hk.ey.com</p>	
Payroll Operate	Accounting Compliance and Reporting			
<p>Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com</p>	<p>Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com</p>	<p>Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com</p>	Transfer Pricing Services	
International Tax Services			<p>Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com</p>	<p>Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com</p>
<p>Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com</p>	<p>Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com</p>	<p>Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com</p>	Transaction Tax Services	
	<p>Monica Leung +852 2629 3272 monica.leung@hk.ey.com</p>	<p>Lewis Chan +852 2629 3194 lewis.chan@hk.ey.com</p>	<p>Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com</p>	
Transaction Tax Services			Tax Technology and Transformation Services	
<p>Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com</p>	<p>Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@ey.com</p>	<p>Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com</p>	<p>Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com</p>	
Tax Technology and Transformation Services				
<p>Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com</p>				
People Advisory Services				
<p>William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com</p>	<p>Anthony Lam +852 2629 3645 anthony.lam@hk.ey.com</p>	<p>Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com</p>	<p>Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com</p>	<p>Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com</p>

EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multi-disciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2026 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

06329-226Jpn
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date
with the latest EY news.